

## ウォーキングイベント実施業務委託に係るプロポーザル募集要項

### 1 プロポーザルの趣旨

新宿区では、区民に対して身近な運動であるウォーキングに取り組みやすい環境を整備し、より多くの区民が日常生活の中で習慣的に歩くことができるようにすることで、健康寿命の延伸を目指している。

その一環として、日頃ウォーキングに関心がない区民も健康づくりに関心を持ったり、ウォーキングを始めるきっかけとなるよう、子どもから高齢者まで多様な人が楽しく参加できるウォーキングイベントを実施する。

このイベントをより集客力のある魅力的な内容とするために、事業の目的を十分理解し、経験と専門性を有する事業者へ委託する。業務内容に対応でき、イベントを魅力的なものにする提案ができる事業者を選定するために、プロポーザルを実施する。

### 2 用語の定義

(1)区とは、新宿区をいう。

(2)参加予定者とは、「ウォーキングイベント実施業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。

(3)参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

### 3 応募資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲載し、公表した日（令和7年4月21日（月））とする。

また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

(1) 委託業務を一体で請け負うことが可能であること。

(2) 本委託業務と同様若しくはこれに準ずるイベントの開催・運営についての実績があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと。

(4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること、または、履歴事項全部証明書及び過去3年間の財務諸表等の書類を提出できること。

(5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

(6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者に対しては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者に対しては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

(9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止をうけていないこと。

- (10)新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (11)情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けている事業者であること又は同等の情報セキュリティ対策を講じていることがわかる書類（電気通信事業法に定める電気通信事業主であることを証する書類など）を提出できること。
- (12)東京都内に本社又は営業所等があること。

#### 4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「ウォーキングイベント実施業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第 1 号様式）に会社概要※を添えて、令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット等でよい。

#### 5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「ウォーキングイベント実施業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第 3 号様式）を事務局へ提出すること。

#### 6 質問・回答

##### (1) 質問

3 の応募資格を満たしているものは、プロポーザルに関して質問を行うことができる。質問にあたっては、「ウォーキングイベント実施業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第 4 号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時
- ・提出方法 メールやファクシミリによる送信とする。

メールアドレス [kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp](mailto:kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp)

ファクシミリ番号 03-5273-3930

##### (2) 質疑に対する回答

全ての質問に対する回答は令和 7 年 5 月 1 日（木）までに、質問者名を伏せて区公式ホームページ上に公開する。なお、個別回答は行わない。

#### 7 委託契約上限額

見積額が以下の予定額を上回る場合は、選定の対象外とする。

金 9,767,937 円（うち消費税等 887,994 円）

#### 8 契約予定日

令和 7 年 8 月中旬

## 9 委託を予定している内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

## 10 企画提案書等の作成及び提出方法

### (1) 提出書類、部数等

#### ①企画提案書

【様式】企画提案書の表紙及び構成については、第2-1号様式に基づき、作成すること。頁数の上限を16頁（表紙除く）とし、企画提案書は片面印刷しステープラー等で簡易製本（左綴じ）すること。

【部数】10部\*

※10部のうち2部については、表紙に会社名を表記すること。

※内容には会社名を記述しないこと。

※事業者名等を明記する2部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載すること。なお、あて先は「新宿区健康部長」とすること。

#### ②見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は参加不適格とする場合がある。

【部数】1部

#### ③提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時

なお、提出期限までに、本募集要項に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

#### ④ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

### (2) 企画提案書の内容

第2-1号様式の各項目の内容について作成すること。

作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

## 11 企画提案の選定方法

ウォーキングイベント実施業務委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

### (1) 第一段階評価

企画提案書をもとに評価し、上位の3社程度（企画提案書の提出が3社に満たない場合は全社）を第二段階評価の対象事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は第二段階評価の対象事業者として選定しない。

## (2) 第二段階評価

プレゼンテーション及びヒアリングによる評価によるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者及び同行者をあわせて、最大3名以内とする。

なお、第一段階評価終了後に第二段階評価対象者に質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項についてのものとし、企画提案書に全く記載のない事項を提案することはできないものとする。

プレゼンテーションを実施する会場には、プロジェクター及びスクリーンを区が用意する。パソコンは、事業者が用意すること。

## (3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第二段階評価の評価点に、価格の評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

## 12 評価項目

第一段階評価及び第二段階評価の評価項目及びその観点は次のとおり

項目	観点
1 基本方針	業務を遂行するにあたっての基本的な考え方 方針、専門性・適応性
2 会社の業務実績	他自治体での業務実績、業務の信頼性等
3 業務体制	実施計画の確実性、スケジュール管理、区や関係機関との連絡体制の整備、事業報告書の内容
4 広報業務	効果的な広報手法、ホームページの充実度・簡潔さ、募集チラシの魅力性
5 イベントの企画・運営準備	申込方法の分かりやすさ及び受付体制の適切さ、イベント参加者が楽しくゴールを目指せる工夫、当日にイベント・会場を盛り上げる工夫、参加者配布物の充実度
6 イベント当日の運営について	当日の運営体制（進行管理、会場設営などを含む）についての確実性及び信頼性
7 安全対策	参加者の安全管理の体制
8 個人情報保護への対応	個人情報保護の管理体制、業務従事者に対する教育、参加者名簿の管理
9 その他	上記以外で評価すべき特記事項

### 13 選定結果

- (1) 選定結果は、第一段階評価、第二段階評価ともに書面にて通知する。
- (2) この選定結果は、契約の相手方を決定するものではなく、この業務の委託予定事業者を選定するためのものであり、契約行為は別途行う。
- (3) 実際に締結する委託契約の内容は、企画提案書の内容にすべて拘束されるものではなく、別途協議を行う。
- (4) 選定後、次の公表期間において、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページにおいて公表する。

【公表期間】 選定後から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 14 スケジュール（予定）

- (1) 公募掲載期間  
令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 8 日（木）まで
- (2) 質問受付期限  
令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時まで
- (3) 質問に対する区からの回答期限  
令和 7 年 5 月 1 日（木）
- (4) 「ウォーキングイベント実施業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」及び会社概要等の提出期限  
令和 7 年 5 月 8 日（木）午後 5 時まで
- (5) 企画提案書等の受付  
令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで
- (6) 第一段階評価結果通知発送予定日  
令和 7 年 5 月 26 日（月）  
※第一段階評価結果通知発送日は、変更になる場合があります。
- (7) 第二段階評価実施予定日  
令和 7 年 6 月 2 日（月）  
※第二段階評価については、第一段階評価に合格した事業者に対して、別途詳細な日時等を通知する。第二段階評価開催日は、変更になる場合がある。
- (8) 選定結果通知発送予定日  
令和 7 年 6 月 3 日（火）以降

### 15 留意事項

- (1) 提出物の取扱い  
企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。
- (2) 契約に当たっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(3) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(4) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、ウォーキングイベント実施業務委託に係る業者選定委員の接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を不適とする。

(5) 第一段階評価及び第二段階評価の基準、配点等は公開しない。

(6) 選定結果についての異議申立ては受理しない。

16 各種書類の提出先及び問合わせ先

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18番14号 新宿北西ビル5階

新宿区健康部健康づくり課健康づくり推進係

電話：03-5273-3494

FAX：03-5273-3930

E-mail：[kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp](mailto:kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp)